

2004年11月4日  
(平成16年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横尾裕夫

老人保健法の規定による保健事業の推進に係るコンピュータ処理について（答申）

2004年10月25日付けで諮問（第135号）された老人保健法の規定による保健事業の推進に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

2004年6月14日に健康増進法に基づいた具体的健康診査の実施に関する指針として「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」が出された。このことにより、老人保健法で行う健康診査もこの指針に沿って実施することが求められ、検査結果とあわせて生活習慣等の状況を把握し、適正な指導を行う体制整備の必要が生じた。

### (2) コンピューター処理をする必要性について

① 「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」により、健康診査に当たっては「受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けて行動変容の方法を本人が選択できるように配慮すること。」とされ、健康増進事業実施者である市町村は、健康診査の結果を通知する際に適切な栄養指導その他の保健指導が

できるように、実施体制の整備を図ることを求められるため、基本健康診査生活習慣調査票に記載された情報を現在の基本健康診査データに必要な項目として追加し、また保健指導や精密検査の受診勧奨の円滑化を図る必要から、基本健康診査データに電話番号、保健指導の具体的内容、診査時食後時間、服薬の有無、G P Tを追加するものである。

このことにより、毎年約7万人の健康診査データを健康記録として整備し、適正な保健指導の基礎資料として年度毎にデータを蓄積することから、コンピュータ処理をする必要性がある。

## ② コンピュータ処理をする個人情報の追加項目

### ア 新たに加わる個人情報収集項目

#### (ア) 基本健康診査票

診査時の食後時間、電話番号、服薬の有無、要指導の内容、自覚症状、家族歴、腹部触診結果、G P T

#### (イ) 生活習慣調査票

運動、休養、食生活、飲酒、喫煙、歯の健康、生活状況

### イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

#### (ア) 基本健康診査票

診査時の食後時間、電話番号、服薬の有無、G P T、要指導の内容

#### (イ) 生活習慣調査票

生活習慣調査票から得られる結果

### ウ M T（磁気テープ）に追加する出力項目

#### (ア) 基本健康診査票から得られるデータ

診査時の食後時間、電話番号、服薬の有無、G P T、要指導の内容

#### (イ) 生活習慣調査票から得られるデータ

## (3) 安全対策について

平成17年度から追加処理をすることとなる基本健康診査のM T（磁気テープ）は、時系列的に管理し、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、I T推進課に保管を依頼し適正な管理を行い、データ利用については藤沢市個人情報の保護に関する条例を遵守し、適正な管理を行う。

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、コンピュータ処理について認めるものである。

### (1) コンピュータ処理をする必要性について

ア 実施機関は、基本健康診査生活習慣調査票の記載事項、電話番号、診査時の食後時間、服薬の有無、G P T、要指導の内容を追加し、データを蓄積す

ることにより、基本健康診査の結果とあわせて生活習慣等の状況を把握し、適正な栄養指導その他の保健指導を行う体制整備を図ることが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

イ 安全対策

本業務の処理に当たっては、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守し、安全対策上の配慮がなされていると認められる。

以 上